

情報 のページ

市長が特別巡回として消防署、消防団の警備状況を視察します。

大和農業振興地域整備計画案の縦覧

☎(260)5132 農政課

「大和農業振興地域整備計画」の変更案を次のとおり縦覧できます。また、同期間中は同案に対する意見書を提出できます
日12/20(水)～来年1/18(木)8:30～17:15(土・日曜日、祝日、12/29(金)～1/3(水)を除く)場市役所4階農政課申不要。

大和市下水道運営審議会へ下水道使用料改定を諮問

☎(260)5720 下水道経営課

下水道事業は、汚水処理に必要な費用に対し、下水道使用料の収入が不足する状況が長年続いている。不足分は皆さんの市税で補っていますが、今後、同使用料の不足はさらに大きくなる見込みです。

そこで、令和7年4月に同使用料を改定(値上げ)することについて下水道運営審議会へ諮問し、改定内容が審議されています。下水道運営審議会(傍聴可)の開催日時や議事録の要旨、同使用料の改定内容は市のホームページに掲載しています。

12/3～9は「障害者週間」

☎(260)5665 障がい福祉課

「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者に社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加してもらおうと、設けられたものです。すべての人たちが互いに理解し、支え合う社会作りを推進しましょう。

令和5年歳末火災特別警戒

☎(260)5776 警防課

市消防本部、消防署、消防団は12/25(月)～31(日)に、消防車両による火災予防巡回広報を実施します。また、24(日)は、

ヤマトンに年賀状を送ってね

☎(260)5167 イベント観光課



ヤマトンに年賀状を送ってくれた人全員に、ヤマトンから、くじ番号付きの年賀状が届きます。当選者には、ヤマトンオリジナルデザイン入りのグッズを郵送します。来年1/4(木)(必着)までに、年賀はがきにヤマトンのイラストやヤマトンへのメッセージ、住所、氏名を記載し、〒242-8601市役所ヤマトンへ/当選番号の発表/日1/19(金)10:00場市役所イベント観光課、市のホームページ、ヤマトンX(旧Twitter)など。※日本郵便(株)の企画「ご当地キャラクターに年賀状を送ろう！」に参加するため、同社に住所・氏名を提供する場合があります。

住宅火災にご注意を

☎(260)5727 予防課

令和4年(2022年)の全国の住宅火災件数は1万1,017件で、住宅火災による死者は922人(放火自殺者等を除く)。そのうち75.1%に当たる692人が65歳以上でした。空気が乾燥する季節は特に火災への注意が必要です。「ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用し、周りに燃えやすいものを置かない」「こんろを使うときは火のそばを離れない」「高齢の人や身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく」などの対策をして、住宅火災から身を守りましょう。

生きがい対応型デイサービス事業「ひまわりサロン」

☎(260)5634 大和市社会福祉協議会

住み慣れた地域でいつまでも元気に健康で暮らせるよう、市内16の会場で健康体操や脳活性プログラムなどのサロンを開催しています。いずれも対要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の市内在住者申電話で/場月曜日▶緑野コミセン、サンハイム下鶴間集会所(下鶴間3009-2)/火曜日▶上和田・下福田・福田コミセン/水曜日▶南林間・深見南・深見中コミセン/木曜日▶桜森・下草柳・桜丘コミセン/金曜日▶西鶴間・柳橋・公所コミセン/土曜日▶下和田・中央林間コミセン費各500円。※会場により開催日時が異なるため、詳し

くは同協議会のホームページをごらんください。※市の所管は健康づくり推進課。

忘年会・新年会は安心安全に

☎(260)5778 予防課

年末年始は外出や外食の機会が増えます。入店時にお店の避難経路や避難器具の位置などを確認し、万が一に備えて飲食を楽しみましょう。

土地購入時にはご注意を

☎(260)5430 街づくり計画課

「市街化調整区域であることを知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが合わせた復習や入試に向けた練習問題などの学習、冬休みの課題などの支援日冬季休業期間(夏休み・冬休み合計10日間程度。学校ごとに開催日時が異なります)場全市立中学校対市立中学校生徒。※詳しくは各市立中学校を通じて配布するちらしをごらんください。

令和6年度償却資産申告書の提出を

☎(260)5237 資産税課

市内で営んでいる事業のために所有する事業用資産(構築物や機械、器具、備品)には、償却資産として固定資産税が課税されます。地方税法で毎年1/1現在の償却資産の所有者は、その年の1/31までに当該償却資産の所在する市町村への申告を義務付けられています。期日までに申告書を直接持参または郵送で〒242-8601

市役所資産税課へ。電子申告(eLTAX)も利用できます。該当すると思われる事業所には申告の案内を12月上旬に発送しますが、案内が届かない場合でも償却資産の所有者は申告の対象となります。申告書が必要な場合は、同課へご請求ください。※申告書などは、市のホームページからダウンロードもできます。

推奨品協議会が、品質や味、製法、包装デザインなどに優れた商品を厳選。現在、18品目が認定されています。冬の贈り物などにぜひご利用ください。詳しくは、同協議会のホームページをごらんください問同協議会事務局(大和商工会議所内)☎(263)9112。



「災害時用協力井戸」にご登録を

☎(260)5777 危機管理課

災害時用協力井戸は、大規模災害時に市民の皆さんのが所有する井戸の水を「生活用水」として近隣の被災者へ提供できる井戸です。登録いただいた井戸は市の負担で定期的な水質検査をします。詳しくはお問い合わせください。

家屋の取り壊しや用途変更是ご連絡を

☎(260)5237 資産税課

①年内に家屋を取り壊した人や取り壊す予定の人、②店舗や工場などを居宅に改修するなど家屋の用途を変更した人は、土地の固定資産税、都市計画税が変わる場合がありますのでご連絡ください。①の場合、取り壊した家屋には、来年度から固定資産税、都市計画税がかかりません。

9/1～30 善意の心

皆さんの温かい心をありがとうございました。
(敬称略)

今月の納税

便利な口座振替をご利用ください

12月の納税(納付)

納期限は来年1/4(木)

①固定資産税・都市計画税 4期

②固定資産税(償却資産分) 4期

③国民健康保険税 7期

問市役所収納課 ☎(260)5241～3。

④介護保険料 7期

問市役所介護保険課 ☎(260)5169。

⑤後期高齢者医療保険料 6期

問市役所保険年金課 ☎(260)5122。

納税・相談の休日窓口

日土曜日8:30～17:00、日曜日8:30～12:30問市役所収納課 ☎(260)5241～3。※④⑤は納付書持参の人の納付のみ受け付け。※12/7(木)・14(木)・18(月)・19(火)・21(木)は19:30まで電話納税相談を受け付け。

市への寄附1,504万1,000円

(このうち返礼品の贈呈を伴うもの577件・1,426万6,000円)

問☎(260)5302 政策総務課(寄附の詳細は、各担当課をご案内します)

大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例に基づく市民活動の推進に関する事業へ△佐野誠一／保健福祉の充実に関する事業へ△木曾進、明治安田生命保険相互会社新横浜支社／その他目的達成のために市長が必要と認める事業へ△細野コンクリート(株)、片山歌子。

※大和市寄附条例に基づき受け入れた寄附金、財産、物品については、市のホームページでも公開しています。

大和市社会福祉協議会への寄附金32万8,754円、寄託品75件

(このうち手作り品収入19件・10万5,754円)

問☎(260)5633 同協議会総務課

社会福祉のために△藤田勉、(株)しきくらセレモニー、(株)BOOKS太陽堂、亀井由香利、絆小屋との協働(ここさぽ、相模大塚駅前郵便局、下鶴間郵便局、上草柳郵便局、鶴間駅前郵便局、南大和郵便局、南林間六郵便局、セブン-イレブン大和東1丁目店、セブン-イレブン大和鶴間1丁目店、横浜園大和駅ビル店、カフェスプルティノ、ダン・デ・リヨン、大和YMCAライフサポートセンター、ワークスケア千本桜、(有)太田屋、鶴間台自治会、たすけ愛もつるま、市社協)、匿名1件／障がい者福祉のために△岡田稔／指定寄付△(有)太田屋、大同工業(株)。

※大和市社会福祉協議会への寄附金・寄託品の情報は、社協だよりと社協ホームページに掲載しています。